

事務事業評価表

平成14年度	主要事業計画対象の有無	無	電話	042(769)8371
担当部課名	生涯学習部	生涯学習	課	文化財保護室
事務事業名	文化財保護管理費		事業コード	16220

1 総合計画における位置づけ

政策名	第6章	彩りある市民文化を創造します	事業開始年度
基本施策名	第2節	郷土意識づくりの推進	~63年度
施策名	第2施策	文化財の保存と活用	

2 実施根拠及び関連法令等

文化財保護法、相模原市文化財の保存と活用に関する条例

3 事業概要

(1) 事業の目的		(2) 対象(誰、何)	
市内の貴重な文化財や関連施設等を管理するとともに、文化財保護団体の活動の補助等を行う。 また、平成12年10月に施行した「相模原市文化財の保存と活用に関する条例」に基づき、市指定・登録文化財制度を積極的に活用し、失われつつある文化財の保護に寄与することを目的とする。 なお、事務事業評価では、市指定・登録文化財について、評価を行った。		市民	
		対象数	
(3) 平成13年度事業の内容		(4) 総合計画・実施計画における概要	
市内の貴重な文化財や関連施設等を管理するとともに、新条例に基づき、市指定文化財を19件(旧条例での市指定文化財16件を含む)、市登録文化財12件とした。 【全体決算額】 12,293千円 【全事業】 ・指定・登録文化財管理奨励金の交付 ・文化財関係団体への補助 ・史跡、古民家園等の管理 ・市指定・登録文化財の説明板の設置 ・埋蔵文化財整理室の準備			
		(5) 個別計画の概要	
		計画名	
		計画年次	年度~年度

4 評価指標

指標名	文化財の保護・保存率		
指標式	$(\text{当該年度市指定・登録文化財総数} - \text{消失文化財数}) / (\text{前年度市指定・登録文化財総数} + 10) \times 100$		
指標設定の意図	失われつつある文化財の保護、保存の指針とする。		

5 目標と実績

[金額単位：千円]

	平成11年度	平成12年度	平成13年度(評価対象年度)		平成14年度	
	実績	実績	実績	目標	目標	
指標			a 119.0	b 100.0	100.0	
指標			c	d		
指標			e	f		
事業費	決算(予算)額	457	563	3,191	3,673	3,600
	人員・時間数					
	人件費					
	その他経費					
	合計	457	563	3,191	3,673	3,600
特定財源						

6 個別評価

(1)達成度…目標をどれだけ達成したか			
評価 A ▼	A : 達成している (100%)	= 、 、 の平均値 = 119.0%	
	B : 一部達成していない(100%> 80%)		
	C : 達成していない (80%>)		
a	119.0	c	e
b	100.0	d	f
× 100= 119.0%		× 100=	
理由 : 条例の施行時の目標を上回る文化財が市指定・登録文化財となり、また、文化財の適切な管理も行われている。			

(2)必要性…時代変化に適応した事業内容か			
評価 A ▼	A : 適応している	理由 :	社会構造の変化や近年の急激な都市化にともなうコミュニティの変化等により、地域に伝わる文化財の保護、保存は困難な状況であるため、時代変化に適用した事業である。
	B : 一部適応していない		
	C : 適応していない		

(3)経済性・効率性…費用対効果は妥当か			
評価 A ▼	A : 妥当である	理由 :	文化財の保護、保存は所有者の管理が基本であるが、市が補助を行うことは、所有者の意識を高めるとともに文化財を市民の共有財産として活用するためには妥当である。
	B : 一部妥当でない		
	C : 妥当でない		

(4)事業の代替性…県、民間との役割分担のあり方から見て、市が実施していくことが適当か			
評価 A ▼	A : 代替の可能性ない	理由 :	文化財の保護、保存は所有者等が行っており、市は側面的な支援を行っているため、適当である。
	B : 代替の可能性低い		
	C : 代替の可能性高い		

(5)市民満足度…対象市民の満足は得られているか			
評価 B ▼	A : 満足できる	理由 :	郷土の文化財に触れる機会が増える点から、満足は得られているが、市民への周知において改善の余地がある。
	B : 一部満足できない		
	C : 満足できない		

(6)有効性…当該事業は上位の施策を実現する上で有効か			
評価 A ▼	A : 有効である	理由 :	郷土意識の醸成の点から有効である。
	B : 一部有効である		
	C : 有効でない		

<p>評価バランスチャート</p>	<p>成果向上の余地</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ある</p> <p><input type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 : 市民への周知度が低いため、様々なメディアを活用したPR方法が必要である。</p>
	<p>コスト改善余地</p> <p><input type="checkbox"/> ある</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ない</p> <p>説明 : コスト的には多くかかっていないため、現段階においては、改善までは至らないと考えられる。将来的には、奨励金制度に替わる制度の新設が必要となると考えられる。</p>

7 総合評価

評価	AAA ▼	他自治体の類似事業との比較	登録文化財制度を設けている自治体は少ないが、指定文化財制度は多くの自治体で取り入れられている。
	今後の進め方		
<input checked="" type="checkbox"/>	継続	説明	平成12年10月に施行した「相模原市文化財の保存と活用に関する条例」に基づき、平成14年4月1日現在、市指定文化財21件、市登録文化財18件となっており、文化財の保護、保存に寄与していると考えられる。しかしながら、市民への周知度が低いため、今後は、様々なメディアを活用したPRや市民の意見を多く取り入れた文化財の指定・登録をすることにより、市民への周知、理解を深め、地域の文化財を後世へと伝えていく。
<input type="checkbox"/>	見直し		
<input type="checkbox"/>	廃止		
<input type="checkbox"/>	完了		

8 二次評価における変更点

--